

2020年7月17日

報道関係各位

日本一般用医薬品連合会

令和3年度税制改正要望

厚労大臣にセルフメディケーション税制の延長と拡充を要望 すべてのOTC医薬品を対象に！手続き簡素化！下限額を0円に！

日本製薬団体連合会(会長:手代木功)と日本一般用医薬品連合会(会長:柴田仁)は7月17日、厚生労働省医政局の吉田学局長に、加藤勝信厚生労働大臣宛の令和3年度税制改正要望書を提出しました。

要望の骨子は、1. セルフメディケーション税制の対象医薬品の拡大、2. 手続きの簡素化、3. 所得から控除する金額の計算方法の変更(下限額および上限額の変更)、4. 制度の延長、の4点です。

同税制の認知度は約72%まで向上しており、同税制利用群では、医療費が低下傾向にあることも確認できています^(注1)。しかしながら、同税制を「利用したい」方は約12%と、制度開始時よりも低下しています^(注2)。実際に確定申告者数は3年間でのべ8万人と低調に推移しています。

本税制は令和3年(2021年)12月までの5年間の時限制度ですが、一般生活者の視点に立ち、より使いやすい制度となるよう、制度の延長と拡充を進める時期にきていると考えています。

— 要 望 事 項 —

1. セルフメディケーション税制の対象医薬品を現行のスイッチOTC医薬品からすべてのOTC医薬品に拡大すること。
具体的には、セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費を、要指導医薬品および一般用医薬品の購入の対価とすること。
2. 明細書への医薬品名の記入を医療費控除と同様に不要とすること。また、定期健康診断の結果通知表等、一定の取組を行ったことを明らかにする第三者作成書類の、確定申告書への添付や、確定申告書を提出する際の提示を不要とすること。(e-Taxと同様に手元保管とする)
3. 対象医薬品をすべてのOTC医薬品に拡大したうえで、購入費から差し引く下限額を現行の1万2千円から0円に引き下げ、控除の上限額を8万8千円から10万円に引き上げること。
あわせて、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額が1万2千円超の場合を本税制の対象とすること^(注3)。
4. 制度を恒久化すること。

<本件に関するお問い合わせ先>

日本一般用医薬品連合会(担当:江上) E-mail: info@jfsmi.jp
日本OTC医薬品協会(担当:廣川) E-mail: info@jsmi.jp



写真：左から柴田 仁 会長（日本一般用医薬品連合会）、吉田 学 局長（厚生労働省医政局）

写真の JPG データが必要な場合は、日本一般用医薬品連合会 info@ifsmi.jp までメールでご連絡ください。